

セクシュアルハラスメントは許しません！！

奥羽大学

セクシュアル・ハラスメント防止委員会

- 1 職場や教育の場におけるセクシュアルハラスメントは、教職員や学生の個人としての尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為であるとともに、個人の能力の有効な発揮を妨げ、また、本学にとっても職場や教育の場の秩序や業務の遂行を阻害し、社会的評価に影響を与える問題です。また、性別役割分担意識に基づく言動は、セクシュアルハラスメントの発生の原因や背景になることがありますので、注意しましょう。
- 2 本学は「服務規程 第 9 条第 2～5 項」により下記の様な行為を許しません。
 - ① 性的な冗談、からかい、質問
 - ② わいせつ図面の閲覧、配布、掲示
 - ③ その他従業員等に不快感を与える性的な言動
 - ④ 性的な噂の流布
 - ⑤ 身体への不必要な接触
 - ⑥ 性的な言動により社員等の就業意欲を低下させ、能力発揮を阻害する行為
 - ⑦ 交際、性的な関係の強要
 - ⑧ 性的な言動に対して拒否等を行った部下等従業員に対する不利益取り扱いなど
- 3 この方針の対象は、正職員、契約職員、パート・アルバイト等本学において働いている方すべて、また、学生、取引先の社員の方等も含みます(セクハラ防止規程第 3 条)。相手の立場に立って、普段の言動を振り返り、セクシュアルハラスメントのない、快適な職場、教育環境を作っていきましょう。
- 4 相談窓口
本学での、セクシュアルハラスメントに関する相談（苦情を含む）は、セクシュアル・ハラスメント防止委員（セクハラ防止規程第 9 条）。または、窓口担当者までご相談ください。電話、メールでの相談も受け付けますので、一人で悩まずにご相談ください。
事務局：総務部総務課
窓口担当：古川幸治(内線 8114)
連絡先：TEL 024-932-8931 (代) FAX 024-991-7816
E-mail : sekuhara@jim.ohu-u.ac.jp

また、実際に生じている場合だけでなく、生じる可能性のある場合や放置すれば就業・教育環境が悪化する恐れのある場合、上記 2 に当たるかどうか微妙な場合も含め、広く相談に対応し、事案に対処します。
相談には公平に、相談者だけではなく行為者についても、プライバシーを守って対応しますので安心してご相談ください（セクハラ防止規程第 10 条）。
- 5 セクシュアルハラスメントの行為者に対しては処分を行います。
「セクシュアル・ハラスメント防止委員会規程第 11 条（被害者の救済、セクシュアル・ハラスメントを行った者の措置）の規定により、委員会が、懲戒規程第 4 条や学則第 42 条の定めによる処分が必要であると決定した場合には処分について審議を行います。
- 6 相談者はもちろん、事実関係の確認に協力した方に不利益な取扱いはいりません(セクハラ防止規程第 11 条)。
- 7 相談を受けた場合には、事実関係を迅速かつ正確に確認し、事実が確認できた場合には、被害者に対する配慮のための措置及び行為者に対する措置を講じます（セクハラ防止規程第 6 条）。また、再発防止策を講じる等適切に対処します。